



四国DE&I宣言企業リーグ 規約

2026年3月17日 制定

(名称)

第1条 本リーグは、「四国DE&I宣言企業リーグ」と称する。

(理念)

第2条 本リーグは、人口減少・少子高齢化が進む中でも、多様な人たちが生きがいや働きがいを感じながら、豊かに生き活きと暮らせる地域、すなわち「持続可能な四国」を実現することを理念として掲げ、そのための取組みとして、四国に拠点を置く企業が一体となった「地域ぐるみのDE&I」を推進する。

(目的)

第3条 本リーグは、前条の理念の実現に向け、四国の企業等が一体となった「地域ぐるみのDE&I」の動きを、自治体や家庭などにも広げることで「持続可能な四国」を実現することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本リーグは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 参加企業等が、今後のDE&Iの取組み方針等を宣言・開示するための仕組みづくりやその運営
- (2) 参加企業等の取組みをレベルアップさせるための交流・啓発活動
- (3) その他、本リーグの目的達成に必要な活動

(事務局)

第5条 本リーグの事務局は、四国経済連合会に置く。

(会員)

第6条 本リーグの会員は、本リーグの目的に賛同する四国に事業所を置く企業等とする。

(入退会)

第7条

- (1) 本リーグに参加しようとする企業等は、参加申込書ならびにDE&I宣言書を事務局に提出し、承認を得るものとする。
- (2) 会員は、その申し出により、退会することができる。

(会費)

第8条 本リーグは、会費を徴収しないものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めのない事項は、事務局が別途定める。

附 則 本規約は、2026年6月9日から施行する。